

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2023 年 第 2 回 一部改正
2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号/達 第 55 号
2022 年 1 月 26 日/2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議
2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 58 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2023 年 12 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

29 章 固定式火災探知警報装置

29.2 工学的仕様

29.2.1 総則*

-8.として次の 1 項を加える。

-6. 個体識別可能な探知器を備えた固定式火災探知警報装置は，次の**(1)**から**(4)**に従い設計されたものでなければならない。

- (1) 系統内において発生したいかなる断線，短絡，接地その他の故障においても，当該系統内に接続されている残りの探知器による継続的な個体識別を妨げないことを確保するための手段を備えること。
- (2) 電氣的，電子的故障及び情報伝達上の故障の際に，固定式火災探知警報装置の初期設定状態に復旧できるようにすべての措置が講じられていること。
- (3) 最初に発せられる火災警報は，その他の探知器が更なる火災警報を発することを妨げないこと。
- (4) 系統は，同じ区画を二度通らないこと。大きな公室の場合のようにこのことが実行不可能な場合，必要があつて同じ区画を二度目に通る系統の一部は，当該系統の他の部分と実行可能な最大限の距離において敷設されること。

-7. 固定式火災探知警報装置は，少なくとも，系統識別能力を有するものでなければならない。

-8. 前-6.(1)の規定にかかわらず，故障により効力を失う個体識別可能な探知器の数及び配置が，29.2.4-1.に従い設置される系統識別システムに相当する系統を超えない場合には，各探知器にアイソレータを設ける必要はない。

附 則

1. この規則は，2024 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

* 高速船については，1%を 3%に読み替える。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 達 第 55 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

R10 消火

R10.2 給水装置

R10.2.1 消火主管及び消火栓

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 10.2.1-4.(1)の適用上，「消火主管を 1 台又は 2 台以上の主消火ポンプのある機関区域内の部分とそれ以外の部分とに分離する遮断弁」により分離される機関区域の外の部分は，一部であっても当該機関区域内に配設置しないこと。ただし，非常用消火ポンプの給水及び配水用配管ができる限り短く，かつ，規則 R 編 10.2.1-4.(1)の規定に従って機関区域内に設置されている場合はこの限りではない。遮断弁を取り付ける位置は，原則として居住区域内の通路又は火災制御場所とすること。暴露甲板上又は他の場所に取り付ける場合は，甲板積み貨物による損傷及びその他の機械的損傷を受けず，かつ，甲板積み貨物，貯蔵品等により当該弁の操作が妨げられない位置に取り付けること。また，暴露甲板上に取り付ける場合は，遮断弁が凍結しないよう措置を講じること。なお，遮断弁を通路に設ける場合であっても，同通路を制御場所として取り扱う必要はない。

-5.を次のように改める。

-5. 規則 R 編 10.2.1-4.(1)の適用上，非常用消火ポンプの吸水及び配水用配管が機関区域内を通過する場合，シーチェスト付き弁，ディスタンスピース及びシーチェストについては，堅固な鋼製ケーシングによる閉囲又は「A-60」級の防熱は省略して差し支えない。~~ただし，ここでいう配水用配管とは，非常用消火ポンプから遮断弁までのことをいう。~~また，管に対する「A-60」級の防熱とは，火災試験方法コードに従って「A-60」級として，本会又は本会が適当と認める機関により承認された防熱材によりそれらを被覆又は保護することをいう。

附 則（改正その1）

1. この達は、2023 年 12 月 22 日から施行する。
2. 2023 年 7 月 1 日より前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

R10 消火

R10.7 貨物区域における消火措置

R10.7.1 一般貨物に対する固定式消火装置

-5.を次のように改める。

-5. 植物油、ラテックス及び糖蜜は、規則 R 編 10.7.1-2.にいう「火災の危険性が低いと認められる貨物」とみなす。その他のばら積み貨物については、“*International Maritime Solid Bulk Cargoes (IMSBC) Code, appendix 1, entry for coal*” (改正を含む。) 及び最新の“*Lists of solid bulk cargoes for which a fixed gas fire-extinguishing system may be exempted or for which a fixed gas fire-extinguishing system is ineffective (MSC.1/Circ.1395/Rev.4)*”を参照すること。

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2023 年 12 月 22 日から施行する。